

北海道立道民の森管理規則

平成2年9月20日規則第51号

最終改正：平成28年3月31日規則第51号

北海道立道民の森管理規則をここに公布する。

北海道立 道民の森管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道立道民の森（以下「道民の森」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の額の承認)

第2条 北海道立道民の森条例（平成2年北海道条例第16号。以下「条例」という。）第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、条例第11条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記第1号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

全部改正〔平成16年規則58号〕、一部改正〔平成17年規則125号〕

(利用料金の還付の基準)

第3条 条例第11条第5項ただし書の規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

(1) 利用の承認を受けた者の責めに帰することのできない理由によって利用が不可能になった場合

(2) 条例第10条第2項の規定により利用の承認を取り消した場合

全部改正〔平成16年規則58号〕、一部改正〔平成17年規則125号〕

(利用料金の減免の基準)

第4条 条例第11条第6項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる者の利用（ア及びイに規定する者にあつては、工芸館工作室、陶芸館工作室及び森林学習センター（体育館の個人利用の場合に限る。）の利用に限る。）については、利用料金を免除することができることとする。

ア 小学校若しくは義務教育学校の前期課程の児童又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の生徒の引率者である教職員

イ 学校教育又は社会教育に係る学習で利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者

ウ 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者

エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者

オ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害

者手帳の交付を受けている者及びその引率者

カ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者

キ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者

ク 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者

ケ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者

コ その他知事がアからケまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの

（2）前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

全部改正〔平成 16 年規則 58 号〕、一部改正〔平成 17 年規則 125 号・18 年 137 号・19 年 19 号・24 年 29 号・28 年 40 号〕

（行為の許可）

第 5 条 道民の森において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

（1）物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

（2）興業を行うこと。

（3）集会、競技会その他これらに類する催しを行うこと。

2 知事は、前項各号に定める行為が公衆の道民の森の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、同項の許可を与えることができる。

3 知事は、第 1 項の許可に道民の森の管理上必要な条件を付することができる。

4 第 1 項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該許可を取り消すことができる。

（1）許可の条件に違反したとき。

（2）虚偽の申請により許可を受けたとき。

一部改正〔平成 5 年規則 38 号・17 年 125 号〕

（行為の許可の申請等）

第 6 条 前条第 1 項の規定により、知事の許可を受けようとする者は、あらかじめ、別記第 2 号様式の許可申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前条第 1 項の許可をしたときは、別記第 3 号様式の許可書を申請者に交付するものとする。

一部改正〔平成 5 年規則 38 号・17 年 125 号〕

（遵守事項）

第 7 条 道民の森を利用する者は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 道民の森の施設等を汚染し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 指定の場所以外の場所で火気を使用し、又はキャンプをしないこと。
- (4) 指定の場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は駐車しないこと。

一部改正〔平成5年規則38号・17年125号〕

(原状回復の義務)

第8条 条例第7条第1項の規定により道民の森の管理棟学習室、キャンプ場（デイキャンプ場を除く。）、シャワー室、工芸館工作室、陶芸館工作室、バンガロー、宿泊棟若しくは森林学習センター（研修室及び体育館に限る。）の利用の承認を受けた者又は第5条第1項の許可を受けた者は、その利用又は許可の期間が満了するまでに、利用した施設等を原状に回復しなければならない。条例第10条第1項の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を制限され、若しくは停止されたとき、又は第5条第4項の規定により許可を取り消されたときも、同様とする。

2 前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者が代わって行い、その費用を当該利用の承認を受けた者又は当該許可を受けた者から徴収する。

一部改正〔平成5年規則38号・16年58号・17年125号・28年51号〕

(知事による管理)

第9条 条例第13条第1項の規定により知事が道民の森の管理に係る業務を行う場合においては、第3条中「同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第13条第2項の規定により読み替えられた条例第11条第1項の使用料（以下「使用料」という。）」と、第4条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条及び前条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

追加〔平成17年規則125号〕

附 則

この規則は、平成2年9月24日から施行する。

附 則（平成5年4月30日規則第38号）

この規則は、平成5年5月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第38号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年10月17日規則第77号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月31日規則第45号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月3日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 24 日規則第 22 号）

1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成 11 年 2 月 19 日規則第 13 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 15 日規則第 19 号）

この規則は、平成 11 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日規則第 159 号）

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日規則第 58 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 28 日規則第 125 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 9 月 29 日規則第 137 号）

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 16 日規則第 19 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 29 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 40 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 51 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

利用料金承認申請書

年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地

指定管理者の名称

代表者の氏名

㊦

利用料金の額を次のとおり定めることについて承認を受けたいので、北海道立道民の森条例第11条第3項の規定により、申請します。

区 分	利用料金の額（円）	備 考

全部改正〔平成16年規則58号〕、一部改正〔平成17年規則125号〕

別記第2号様式（第6条関係）

許 可 申 請 書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

申請者氏 名 ㊟

職 業

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名並びに事業内容）

次のとおり道民の森における行為の許可を受けたいので申請します。

1 行為の目的

2 行為の期間 年 月 日 時 分から

年 月 日 時 分まで

3 行為をする場

所又は施設 (別添図面のとおりに)

4 行為の内容

5 現場責任者 住所

氏名 (電話)

注 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

一部改正〔平成5年規則38号・12年159号・17年125号〕

別記第3号様式（第6条関係）

許 可 書

年 月 日

様

北海道知事 印

年 月 日申請の道民の森における行為については、次のとおり許可します。

1 行為の目的

2 行為の期間 年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで

3 行為をする場

所又は施設 (別添図面のとおりに)

4 行為の内容

5 許可の条件

一部改正〔平成5年規則38号・17年125号〕